

NPO事業サポートローン

(2023年9月1日現在)

1. 商品名	NPO事業サポートローン						
2. お申込み いただける法人	<p>次の全ての条件に該当する法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること ・当金庫の事業エリア内（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県）に主たる事務所のある法人であること ・原則として、貸付を受けようとする事業を法人格取得前も含めて3事業年度以上継続して行っており、かつ法人格取得後1事業年度以上の決算が確定している法人であること <p>※上記の条件に該当しない場合でもお取扱いが可能な場合がございますので、最寄りの営業店にお問い合わせください（お取引きは、原則として、NPO法人の主たる事務所の所在地を管轄する営業店となります）。</p> <p>※法人格を有しないNPO（任意団体）については、NPO事業サポートローンの対象となりません。</p>						
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人の行う特定非営利活動にかかわる事業およびその他事業に必要な以下の資金にご利用いただけます。 <table border="1" data-bbox="427 909 1471 1070"> <tr> <td data-bbox="427 909 657 999">運転資金</td> <td data-bbox="663 909 1471 999"> 経常・長期運転資金、つなぎ資金、季節資金等 ※原則として、赤字補填資金は対象となりません。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1003 657 1070">設備資金</td> <td data-bbox="663 1003 1471 1070">事務所等施設取得（改装含む）資金、車両・備品購入資金等</td> </tr> </table>	運転資金	経常・長期運転資金、つなぎ資金、季節資金等 ※原則として、赤字補填資金は対象となりません。	設備資金	事務所等施設取得（改装含む）資金、車両・備品購入資金等		
運転資金	経常・長期運転資金、つなぎ資金、季節資金等 ※原則として、赤字補填資金は対象となりません。						
設備資金	事務所等施設取得（改装含む）資金、車両・備品購入資金等						
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・一法人あたりのご融資金額は以下のとおりになります。 <table border="1" data-bbox="434 1133 1410 1303"> <tr> <td data-bbox="434 1133 663 1191">無担保貸付</td> <td data-bbox="667 1133 1410 1191">1,000万円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1196 663 1254">有担保貸付</td> <td data-bbox="667 1196 1410 1254">5,000万円以内かつ当金庫が算出する担保価値の範囲内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1258 663 1303">預金担保貸付</td> <td data-bbox="667 1258 1410 1303">1億円以内かつ担保とする定期性預金残高の範囲内</td> </tr> </table> <p>※無担保貸付については、つなぎ資金など、上記のご融資金額を超えるお申込みについてもお取扱いが可能な場合がございますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。</p>	無担保貸付	1,000万円以内	有担保貸付	5,000万円以内かつ当金庫が算出する担保価値の範囲内	預金担保貸付	1億円以内かつ担保とする定期性預金残高の範囲内
無担保貸付	1,000万円以内						
有担保貸付	5,000万円以内かつ当金庫が算出する担保価値の範囲内						
預金担保貸付	1億円以内かつ担保とする定期性預金残高の範囲内						
5. 貸付方法 および ご返済期間	<p>【貸付方法】</p> <p>(1) 手形貸付 (2) 証書貸付</p> <p>【ご返済期間】</p> <p>(1) 手形貸付：1年以内（手形期日は3か月以内） (2) 証書貸付：運転資金：原則1年以内 設備資金：原則10年以内</p>						
6. ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の融資金利（変動金利型） 						
7. ご返済方法	<p>(1) 手形貸付 利息一括先取方式の期日一括返済 ※利息一括先取方式とは、ご融資時にご融資日から手形期日までの利息をあらかじめお支払いいただく方式です。利息は、ご融資日から手形期日までの日数を1年を365日とする日割り計算で算出します。 ※期日一括返済とは、あらかじめ決められた期日に一括して元金をお支払いいただく返済方式です。</p> <p>(2) 証書貸付 利息分割後取方式の元金均等毎月返済 ※利息分割後取方式とは、ご返済日にご融資日または前回ご返済日からご返済日までの期間の利息をお支払いいただく方式です。 ※元金均等返済とは、毎回一定の元金をお支払いいただく返済方式です。</p>						

8. 担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・無担保貸付をご利用の場合は不要です。 ・有担保貸付をご利用の場合は、原則として、NPO法人名義の不動産に第1順位の抵当権または根抵当権を設定させていただきます。 ・預金担保貸付をご利用の場合は、原則として、NPO法人名義の定期性預金を担保として差し入れていただきます。
9. 保 証	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、個人連帯保証人は不要です。 ただし、お申込みの内容によっては、NPO法人の代表者等の方に個人連帯保証人となっていただきます。
10. 苦情処理措置 (お問い合わせ・相談・苦情等の受付窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約内容や商品に関するお問い合わせ・相談・苦情等は、お取引店か最寄りの営業店または下記のフリーダイヤルにて受付けます。 【お問い合わせ窓口：お客様相談デスク】 0120-86-6956 受付時間 平日 午前9時～午後6時 【苦情相談窓口：お客様サポート】 0120-851-581 受付時間 平日 午前9時～午後5時 ・当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取組みの概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 【当金庫ホームページ https://chuo.rokin.com】
11. 紛争解決措置 (第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫の「お客様サポート」またはろうきん相談所にお申し出ください。 ・お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫「お客様サポート」もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他詳しい内容、返済額の試算についてご希望がありましたら、最寄りの営業店にお気軽にご相談ください。 ・ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますので、ご了承ください。

中央労働金庫